

# 次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領

令和3（2021）年3月30日 農設第704号 農政部長通知

## 第1 趣旨

北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、洪水の防止や水源の涵養、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を通じて、国土や環境を保全し、私たちの生活に豊かさと潤いをもたらしているほか、食品加工や観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本道農業・農村を取り巻く情勢は、人口減少や高齢化の進行、TPP11協定など経済のグローバル化の進展、自然災害の頻発・激甚化など、様々な課題に直面しており、本道農業の生産力・競争力の低下が懸念されている。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、食料の安定供給の重要性が再認識される中、我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える重要な役割に期待が高まっている。

こうした状況の中、次世代の農業者をはじめ多様な人材が活躍し、本道の潜在力をフルに発揮することにより、力強く魅力ある農業・農村を確立するためには、スマート農業技術を活用した一層の省力化・効率化などにより、生産力と競争力を高め持続可能で生産性の高い農業を展開していくことが必要であることから、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、農家負担について特例的な軽減措置を講ずる次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業（以下「本対策」という。）を実施する。

## 第2 本対策の内容

### 1 対策の内容

本対策は、道営農業農村整備事業（以下「道営事業」という。）のうち、道が別に定める北海道次世代農業促進生産基盤整備計画（以下「整備計画」という。）に定める「本対策の基本方針」に合致する次の表に掲げる「区分」及び「整備内容」欄の整備に係る農家負担額を、市町村が次の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出される額以下に負担軽減する場合に、当該負担軽減措置（以下「事業」という。）に必要な経費の一部について、道が特例的な助成措置を講じるものである。

区 分	整 備 内 容	農家負担率
先進モデル型	スマート農業技術の効果が最大限発揮されるための区画整理 <sup>注1</sup> 、用水施設等の一体的な整備	道営事業費の6.5%
促 進 型	区画整理 <sup>注1</sup>	道営事業費の7.5%
	畑地用水施設の新設整備 <sup>注2</sup>	道営事業費の7.5%
	用水施設の新設整備	道営事業費の10.0%
保 全 型	暗渠排水、土層改良 <sup>注3</sup>	道営事業費の10.0%
	既設用水施設の長寿命化	道営事業費の12.5%
防災・減災型	防災重点ため池の整備	道営事業費の7.5%
	既設用水施設の耐震化	道営事業費の10.0%
	排水施設の整備	道営事業費の10.0%

注1 区画整理と併せ行う暗渠排水、土層改良（客土、除れき）を含む

注2 畑地に直接散水可能となる整備を対象

注3 心土破碎は対象外

## 2 実施期間

本対策の実施期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。

## 第3 本対策の対象地区の要件

1 本対策が対象とする地区は、次の要件を満たす地区（以下「対象地区」という。）とする。

（1）先進モデル型、促進型、保全型、防災・減災型（「防災重点ため池の整備」を除く）の整備を行う地区

受益農家の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地面積の割合が、令和7（2025）年度末までに、現状の担い手集積率に応じて設定する次の要件を満たすことが確実に見込まれること。

現状の担い手集積率	80%未満	80～85%未満	85～93%未満	93%以上
対象地区の要件	10ポイント以上 増加又は88%以上	8ポイント以上 増加	93%以上	現状以上

（2）防災・減災型（「防災重点ため池の整備」に限る）の整備を行う地区

対象となるため池が、「防災重点ため池の再選定について（平成30年11月13日付け30農振第2294号農林水産省防災課長通知）」に基づき選定された防災重点ため池であること。

## 第4 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、市町村とする。

## 第5 市町村次世代農業促進生産基盤整備計画

1 本対策の実施を希望する市町村長は、別記第1号様式の市町村次世代農業促進生産基盤整備計画（以下「市町村計画」という。）を作成し、別記第2号様式の市町村次世代農業促進生産基盤整備計画承認申請書により総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に申請するものとする。

2 総合振興局長等は、市町村計画の内容が整備計画に定める「本対策の基本方針」に合致すると認めるときは当該計画を承認し、別記第3号様式により市町村長に通知するとともに、その結果を農政部長に報告するものとする。

3 1の申請は、令和3（2021）年5月末日までに行うものとする。

## 第6 対象地区の認定等

1 市町村計画の承認を受けた市町村長は、本対策の実施を希望する地区について次により総合振興局長等の認定を受けるものとする。

（1）市町村長は、別記第4号様式の対象地区認定申請書に別記第5号様式の地区別要件判定表（以下「要件判定表」という。）及び第3の1（1）を要件とする地区にあっては別記第6号様式の地域担い手集積促進計画（以下「地域計画」という。）を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

- (2) 総合振興局長等は、(1)の申請の内容を審査し、適当と認めたときは別記第7号様式により市町村長に通知するとともに、その結果を農政部長に報告するものとする。
- (3) 市町村長は、(2)の認定の翌年度以降において、要件判定表の「負担軽減の助成方法」を変更する場合は、変更する年度の4月末日までに総合振興局長等に報告するものとする。

2 1の(1)の申請は、毎年5月末日までに行うものとする。ただし、令和3(2021)年度の申請は、令和3(2021)年6月末日までに行うものとする。

3 第3の1の(1)の担い手とは、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する農地整備事業及び水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する事業のうち特別型並びに農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)で実施する農地整備事業、水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型、農業水利施設保全合理化事業にあつては、それぞれの事業実施要領で定められている担い手とし、その他の道営事業にあつては、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた農業者とする。

なお、その他の道営事業にあつては、それぞれの地域の実情を勘案(市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。)できるものとする。

## 第7 達成状況の報告等

市町村長は、第3の1(1)を要件とする地区においては、要件の達成状況について、毎年度の実績を、翌年度5月末日までに別記第8号様式の地区別要件達成状況報告書に要件判定表及び地域計画を添えて総合振興局長等に報告するものとする。

## 第8 本対策に係る助成等

道は、事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)及び北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。)に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 1 助成の内容

#### (1) 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施前の農家負担額から、第2の1の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出した額を差し引いた額の2分の1とする。

ただし、中心経営体農地集積促進事業(農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知)別紙1-1(農地整備事業に係る運用)別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のアに掲げる事業及び水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別紙2(特別型に係る運用)別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)のウに掲げる事業並びに農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農

林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知) 別紙 1-1 (農地整備に係る運用) 運用 1 (農地整備事業) 別表 1 の区分の欄の 4 の事業の事業種類の欄の(3)のAに掲げる事業、別紙 2 (水利施設整備に係る運用) 運用 2 (水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型) 別表の区分の欄の 4 の事業の事業種類の欄の(2)に掲げる事業、運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 別表の区分の欄の 2 の事業種類の欄の(2)に掲げる事業をいう。以下「促進費」という。) を事業に活用する場合にあっては、事業実施前の農家負担額から、第 2 の 1 の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出した額と事業に活用する促進費の国費を差し引いた額の 2 分の 1 とする。

## (2) 補助率及び補助金の額

補助率は 10 分の 10 以内とし、補助金の額に 1 万円未満の端数が生じる場合、当該端数は切り捨てるものとする。ただし、補助金の額が 1 万円に満たないときは、この限りでない。

## 2 補助金の交付申請

市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 3 条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第 1 号様式(北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式(農政部) (昭和 49 年 4 月 1 日告示第 809 号) に定める農政様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。) の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、総合振興局長等が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 (農政第 2 号様式)
- (2) 補助金等交付申請額算出調書 (農政第 14 号様式)
- (3) 経費の配分調書 (農政第 18 号様式)
- (4) 事業予算書 (農政第 20 号様式)
- (5) 地区別内訳書 (別記第 9 号様式)

## 3 補助金の交付の決定

- (1) 総合振興局長等は、2 の規定により提出された申請書等を審査し、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第 10 号様式及び別記第 11 号様式により市町村長に通知するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、補助金の交付をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して、別記第 12 号様式により市町村長に通知するものとする。

## 4 補助金の額の変更等

- (1) 市町村長は、補助金の額を変更しようとするときは、農政第 21 号様式の補助事業等変更承認申請書に 2 に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 総合振興局長等は、(1) の変更承認申請書を審査し、承認するときは、別記第 13 号様式により市町村長に通知するものとする。

なお、補助金の額の変更により、既に交付した補助金に変更後の補助金の額を超えているときは、総合振興局長等は、期限を定めて市町村長にその超過額の返還を命ずるものとし、この場合の通知は、別記第 14 号様式によるものとする。

## 5 補助事業の中止又は廃止

- (1) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、農政第 23 号様式の補助事業等中止(廃止)承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に申請しなければならない。
- (2) 総合振興局長等は、(1) の申請書を審査の上、承認又は不承認について決定し、別記第 1

5号様式により市町村長に通知するものとする。

(3) 総合振興局長等は、(2)の申請を承認した場合、農政部長に報告するものとする。

#### 6 補助事業の執行の遅延又は不能

(1) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になったときは、農政第24号様式の補助事業等執行遅延(不能)報告書を総合振興局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(2) 総合振興局長等は、(1)の指示の内容について農政部長に報告するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときは、この限りでない。

#### 7 補助事業の事情変更

(1) 総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(2) 総合振興局長等は(1)により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、農政部長に報告するものとする。

#### 8 補助金の概算払の申請

(1) 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式の補助金等概算払申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

(2) 総合振興局長等は、(1)により提出された申請書を審査し、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第16号様式により市町村長に通知するものとする。

#### 9 補助事業の事業遂行状況の報告

総合振興局長等は、補助事業の遂行状況を把握する必要があると認めるときは、市町村長に別記第17号様式の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業遂行状況報告書により報告を求めものとする。

#### 10 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定

(1) 市町村長は、補助事業が完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、総合振興局長等に提出しなければならない。

ア 事業実績書(農政第2号様式)

イ 経費の配分調書(農政第18号様式)

ウ 補助金等精算書(農政第29号様式)

エ 事業精算書(農政第31号様式)

オ 地区別内訳書(別記第9号様式)

(2) 総合振興局長等は、(1)の補助事業等実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第18号様式により市町村長に通知するものとする。

(3) 総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて別記第19号様式により市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。

(4) (1) から (3) の規定は、5 の規定に基づき、補助事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、(1) の「補助事業完了の日」を「補助事業廃止の承認を受けた日」に読み替えるものとする。

#### 1 1 道営事業費の確定に伴う補助金の精算等

(1) 市町村長は、補助事業に係る道営事業費の確定に伴い第8の1の(1)の補助対象経費の額が減額となるときは、別記第20号様式の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金に係る補助対象経費変更報告書により事業実施の翌年度の11月末日までに総合振興局長等に報告しなければならない。

(2) 総合振興局長等は、(1)により報告のあった補助対象経費の額が、10の(2)の補助金の確定額を下回る場合は、期限を定めて別記第21号様式により、市町村長にその差額の返還を命ずるものとする。

#### 1 2 補助金の交付の決定の取消し

(1) 総合振興局長等は、補助事業の実施にあたり、市町村長が、次のいずれかに該当する行為を行ったときは、3の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

ア 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が市町村に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

エ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(2) (1) の規定は、10の補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

#### 1 3 補助金の返還

(1) 総合振興局長等は、補助金の交付の決定を取り消した場合であつて、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(2) 総合振興局長等は、12により交付の決定を取り消した場合にあつては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金の納付を命ずるものとする。

(3) 補助金の返還期限は、補助金の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とし、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

#### 1 4 帳簿及び書類の備え付け

市町村長は、補助事業の交付に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### 1 5 補助事業者等に対する調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、本対策の実施及び助成に関し必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

## 市町村次世代農業促進生産基盤整備計画

(総合) 振興局名		令和 年 (    年 )    月    日作成									
市 町 村 名											
農	経営耕地面積 (ha)	総耕地面積			田		畑		樹園地		備考
	主 副 業 別 経 営 体 数 ( 経 営 体 )	計	主 業			準 主 業			副 業 的		
			65歳未満の農業専従者がいる			65歳未満の農業専従者がいる					
	経営耕地面積規模別経営体数(経営体)	計	1ha未満	1~3	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50ha以上	
業	年齢別基幹的農業従事者数(人)	計	15~29歳	30~39	40~49	50~59	60~64	65歳以上	/		
概	主要作物の作付面積・単収	作物名									
		面積等 (ha)									
		作物単収 (kg/10a)									
況	生産基盤整備の実施状況 (R . . 現在)										
	次世代農業促進生産基盤整備方針										
<スマート農業に必要な大区画化等について> <農地の高機能化について> <農地や施設の長寿命化について> <用排水施設の強靱化について> <その他>											
対	区分	先進モデル型	促進型			保全型			防災・減災型		
	対象		区画整理	畑地用水	用水新設	暗渠排水	土層改良	用水長寿命化	ため池	用水耐震化	排水施設
象	対象区分選定の考え方										
	対策の推進体制										
方	次世代農業促進の										



市町村次世代農業促進生産基盤整備計画（別記第1号様式）記載要領

項目名	記入要領
<p><b>〔農業概況〕</b></p> <p>○経営耕地面積</p> <p>○主副業別経営体数</p> <p>○経営耕地面積規模別経営体数</p> <p>○年齢別基幹的農業従事者数</p> <p>○主要作物の作付面積・単収</p> <p>○生産基盤の実施状況</p>	<p>○「2015年若しくは2020年農林業センサス」から転記する。</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○主要なものについて、「市町村勢要覧」等市町村が把握しているデータ及び「北海道農林水産統計年報（総合編）」等から転記する。</p> <p>○各地域での生産基盤の実施状況について記載する。</p>
<p><b>〔次世代農業促進生産基盤整備方針〕</b></p> <p>○スマート農業に必要な大区画化等について</p> <p>○農地の高機能化について</p> <p>○農地や施設の長寿命化について</p> <p>○用排水施設の強靱化について</p>	<p>○記載の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村での、農家人口の減少・高齢化の進展による経営耕地面積の拡大や分散錯圃の状況等について</li> <li>・課題に対応する今後の取組方針について（本対策の活用により区画整理、用水施設を実施して、スマート農業技術の効果を発揮させる整備の実施など。）</li> </ul> <p>○記載の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の気象災害による市町村の農業への影響などについて</li> <li>・課題に対応する今後の取組方針について（本対策の活用により畑地用水施設を実施など）</li> </ul> <p>○記載の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地や施設の老朽化等の状況について</li> <li>・課題に対応する今後の取組方針について（本対策の活用により既設用水施設の長寿命化を実施など）</li> </ul> <p>○記載の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における農業用排水施設の状況について</li> <li>・課題に対応する今後の取組方針について（本対策の活用により防災重点ため池の整備を実施など）</li> </ul>
<p><b>〔対象区分等〕</b></p> <p>○対象区分</p> <p>○対象区分選定の考え方</p>	<p>○市町村が次世代農業促進生産基盤整備事業で、対象とする工種に“○”をつける。</p> <p>○市町村が独自に対象の絞込みや要件を追加する場合には、その理由を記載する。</p>
<p><b>〔対策の推進体制〕</b></p>	<p>○次世代農業促進生産基盤整備事業を行う際の市町村における推進体制を体系図に記載する。</p>
<p><b>〔次世代農業促進の方向性〕</b></p>	<p>○本対策を実施した地域で、次世代農業促進のために取り組む中長期的な営農の方向性を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点での営農の目標、構想、地域における取組など（○○の収量を○%増加させる、○○を新たに導入する、スマート農業を推進する等々）</li> </ul>

別記第2号様式（第5の1関係）

市町村次世代農業促進生産基盤整備計画承認申請書

（記号）第            号  
                         年    月    日

北海道            総合振興局長（振興局長） 様

市町村長

市町村次世代農業促進生産基盤整備計画について承認を受けたいので、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領第5の1の規定に基づき申請します。

別記第3号様式（第5の2関係）

（記号）第            号  
                         年    月    日

市町村長        様

北海道            総合振興局長（振興局長）

市町村次世代農業促進生産基盤整備計画の承認について（通知）

年    月    日付け（記号）第    号で申請のあった市町村次世代農業促進生産基盤整備計画については、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領第5の2の規定により承認したので、通知します。

（        部        課        係）

別記第4号様式（第6の1（1）関係）

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 対象地区認定申請書

（記号）第            号  
                         年    月    日

北海道            総合振興局長（振興局長） 様

市町村長

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業の対象地区として認定を受けたいので、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領第6の1の（1）の規定に基づき申請します。

地区別要件判定表

(市町村名)

事業名	地区名	区分・整備内容	対象	着工年度	受益面積 (ha)	現状(R2年度)				目標(R7年度)				負担軽減の助成方法	備考
						担い手集積率 (第3の1(1))			ため池 (第3の1(2))	担い手集積率 (第3の1(1))			ため池 (第3の1(2))		
						受益戸数	担い手農家数	受益農家経営耕地面積 (ha) ① 内担い手経営耕地面積 ② ③= ②/①×100	防災重点ため池に位置づけられている整備対象施設名	受益戸数	担い手農家数	受益農家経営耕地面積 (ha) ① 内担い手経営耕地面積 ② ③= ②/①×100	防災重点ため池に位置づけられている整備対象施設名		
		先進モデル型 促進型 保全型 防災・減災型	区画整理等 区画整理 畑地用水新設 用水新設 暗渠排水 土層改良 用水長寿命化 防災重点ため池 用水耐震化 排水施設												
		先進モデル型 促進型 保全型 防災・減災型	区画整理等 区画整理 畑地用水新設 用水新設 暗渠排水 土層改良 用水長寿命化 防災重点ため池 用水耐震化 排水施設												
		先進モデル型 促進型 保全型 防災・減災型	区画整理等 区画整理 畑地用水新設 用水新設 暗渠排水 土層改良 用水長寿命化 防災重点ため池 用水耐震化 排水施設												

※1 現状の欄は、対象地区認定前年度の状況を記載する。  
 ※2 負担軽減の助成方法欄は、「負担」「補助」と記載する。  
 また、促進費(負担軽減対策)を活用する地区は、備考欄に「促進費活用型」と記載し、促進費を活用する部分の助成方法を( )で記載する。  
 ※3 事業計画等に変更が生じて目標が変更となった場合にその経過(例: R〇年〇月〇日 計画変更)を備考欄に記載する。

地区別要件判定表

(市町村名)

事業名	地区名	区分・整備内容		対象	着工年度	受益面積 (ha)	現状(R2年度)					目標(R7年度)					負担軽減の助成方法	備考		
							担い手集積率 (第3の1(1))			ため池 (第3の1(2))	担い手集積率 (第3の1(1))			ため池 (第3の1(2))						
							受益戸数	担い手農家数	受益農家経営耕地面積 (ha)		担い手集積率 (%)	受益戸数	担い手農家数		受益農家経営耕地面積 (ha)	担い手集積率 (%)				
							①	内担い手経営耕地面積 ②	③= ②/①×100			①	内担い手経営耕地面積 ②	③= ②/①×100						
経営体育成型	○○○	先進モデル型	区画整理等	○	R2	80.5	20	19	108.5	103.2	95.1		20	19	108.5	103.2	95.1		負担(補助)	促進費活用型
		促進型	区画整理	○																
			畑地用水新設																	
		保全型	用水新設	○																
			暗渠排水																	
			土層改良																	
		防災・減災型	用水長寿命化	○																
			防災重点ため池																	
排水施設	○																			
畑地帯担い手育成型	△△△	先進モデル型	区画整理等	○	R2	219.6														
		促進型	区画整理	○																
			畑地用水新設	○																
		保全型	用水新設	○																
			暗渠排水	○																
			土層改良	○																
		防災・減災型	用水長寿命化																	
			防災重点ため池																	
排水施設																				
農村地域防災減災	×××	先進モデル型	区画整理等		R3	25.0						○○ため池								
		促進型	区画整理																	
			畑地用水新設																	
		保全型	用水新設																	
			暗渠排水																	
			土層改良																	
		防災・減災型	用水長寿命化																	
			防災重点ため池	○																
排水施設																				

※1 現状の欄は、対象地区認定前年度の状況を記載する。  
 ※2 負担軽減の助成方法欄は、「負担」「補助」と記載する。  
 また、促進費(負担軽減対策)を活用する地区は、備考欄に「促進費活用型」と記載し、促進費を活用する部分の助成方法を( )で記載する。  
 ※3 事業計画等に変更が生じて目標が変更となった場合にその経過(例:R〇年〇月〇日 計画変更)を備考欄に記載する。

## 地域担い手集積促進計画

### 第1 対象事業・地区の名称及び受益者

事業名		地区名		市町村名	着工年度	受益面積 (ha)
受益者戸数						
個別経営	法人経営			計	うち担い手	

### 第2 推進組織体制

役職名など	氏 名
会長	
副会長	
役員	

### 第3 地域の現状と課題

### 第4 担い手の概況

区分	受益者戸数		担い手戸数		担い手集積率 (%)
	経営耕地面積 (ha)①		経営耕地面積 (ha)②		③= ②/①×100
事業実施前					
令和7年度					
増減					

#### 【対象地区の要件】

現状の担い手集積率	80%未満	80～85%未満	85～93%未満	93%以上
対象地区の要件	10ポイント以上増加 又は88%以上	8ポイント以上増加	93%以上	現状以上

## 地域担い手集積促進計画

### 第1 対象事業・地区の名称及び受益者

事業名		地区名	市町村名	着工年度	受益面積 (ha)
農地整備事業(経営体育成型)		〇〇〇	札幌市	H28	85.6
受益者戸数					
個別経営	法人経営		計	うち担い手	
11			11	9	

### 第2 推進組織体制

役職名など	氏名
会長	
副会長	
役員	

### 第3 地域の現状と課題

### 第4 担い手の概況

区分	受益者戸数		担い手戸数		担い手集積率 (%) ③= ②/①×100
		経営耕地面積 (ha)①		経営耕地面積 (ha)②	
事業実施前	11	114.3	9	103.2	90.3
令和7年度	10	113.9	9	109.4	96.0
増減	△1	△0.4	0	6.2	5.7

#### 【対象地区の要件】

現状の担い手集積率	80%未満	80~85%未満	85~93%未満	93%以上
対象地区の要件	10ポイント以上増加 又は88%以上	8ポイント以上増加	93%以上	現状以上





農業生産法人名	設立年月	認定農業者				参加農家戸数		常時従事者数		経営耕地面積		常時従事者1人当たり経営耕地面積(ha)	
		認定状況	認定年月	経営類型	基準面積(ha)	現況	R7年度末	現況	R7年度末	現況	R7年度末	現況	R7年度末

生産組織名 (設立年月) 及び オペレーター名	年齢	後継者の有無	認定農業者				現況経営耕地面積						計画経営耕地面積							
			認定状況	認定年月	経営類型	基準面積(ha)	計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地	
								地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外
オペレーター																				
計																				

法人名	設立年月	認定農業者	常時従事者数		経営等農用地面積(ha)	
			現況	R7年度末	現況	R7年度末



農業生産法人名	設立年月	認定農業者				参加農家戸数		常時従事者数		経営耕地面積		常時従事者1人当たり経営耕地面積(ha)	
		認定状況	認定年月	経営類型	基準面積 (ha)	現況	R7年度末	現況	R7年度末	現況	R7年度末	現況	R7年度末

生産組織名 (設立年月) 及び オペレーター名	年令	後継者の有無	認定農業者				現況経営耕地面積						計画経営耕地面積													
			認定状況	認定年月	経営類型	基準面積 (ha)	計		所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計		所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地					
							地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外								
																			計	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内
オペレーター																										
計																										

法人名	設立年月	認定農業者	常時従事者数		経営等農用地面積(ha)	
			現況	R7年度末	現況	R7年度末

別記第7号様式（第6の1（2）関係）

（記号）第            号  
                         年    月    日

市町村長        様

北海道            総合振興局長（振興局長）

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る対象地区の認定について（通知）

年    月    日付け（記号）第    号で申請のあった地区については、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領第6の1の（2）の規定により対象地区として認定したので、通知します。

（            部            課            係）

別記第 8 号様式（第 7 関係）

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 地区別要件達成状況報告書

（記号）第            号  
                         年    月    日

北海道            総合振興局長（振興局長） 様

市町村長

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る対象地区の要件達成状況について、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領第 7 の規定に基づき報告します。

## 地 区 別 内 訳 書

対策実施年度			令和 年度											
事業名	地区名	予算区分	採択 年度	区分	対象事業費 A	農家 負担 率 B	対象事業費に係る地元負担額			実負担 率 G (F/A)	負担 要件 H	補助対象 限度額 I (C-D-A×H)	補助対象 経費 J (I×1/2)	
							C	うち促進費 の国費 D	うち市町村 負担額 E					うち農家 負担額 F
				先進モデル型 ( 6.5% )									/	
				促進型 ( 7.5% )										
				促進型 ( 10% )										
				保全型 ( 10% )										
				保全型 ( 12.5% )										
				防災・減災型 ( 7.5% )										
				防災・減災型 ( 10% )										
小 計						/				/	/			
				先進モデル型 ( 6.5% )									/	
				促進型 ( 7.5% )										
				促進型 ( 10% )										
				保全型 ( 10% )										
				保全型 ( 12.5% )										
				防災・減災型 ( 7.5% )										
				防災・減災型 ( 10% )										
小 計						/				/	/			
小 計						/				/	/			

※補助対象経費Jの合計欄の上段[]書きは市町村補助金額(万単位端数切り捨て)

市町村

年 月 日に申請のあった次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）



- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	円	円	年 月 日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領（令和3年3月30日付け農設第704号農政部長決定。以下「実施要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- (1) 補助金の額の増  
(2) 補助金の額の10パーセントを超える減
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 11 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 12 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- 13 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。



なお、この場合において、「総合振興局長（振興局長）」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとします。

- 14 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 15 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 17 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 18 第 6 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 19 補助金の額の確定後に補助対象経費の額が減額となったときは、総合振興局長（振興局長）に報告しなければなりません。また、これに伴い補助金の額が減額となるときは、当該補助金について返還しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注 負担方式を選択した場合にあっては、第 13 項を削除すること。

別記第11号様式（第8の3（1）関係）

（記号）第 年 月 日  
第 年 月 日

市町村長 様

北海道 総合振興局長（振興局長）

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日申請の、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、補助事業の遂行上必要と認められるときは、申請により概算払をしますので、概算払が必要な場合は、補助金等概算払申請書を提出してください。

（ 部 課 係）

別記第12号様式（第8の3（2）関係）

（記号） 第 号  
年 月 日

市町村長 様

北海道 総合振興局長（振興局長）



補助金の不交付の決定について（通知）

年 月 日申請の、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので、通知します。

記

補助金を交付しない理由

（ 部 課 係）

別記第13号様式（第8の4（2）関係）

（記号）第 号指令

市町村

年 月 日申請の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）



- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前			変更後		
	補助対象経費	補助金の額	完了期限	補助対象経費	補助金の額	完了期限
次世代農業促進 生産基盤整備特 別対策事業	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日

（ 部 課 係 ）

別記第14号様式（第8の4（2）関係）  
（記号）第 号指令

市町村

年 月 日申請の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更するとともに、当該変更後の補助金の額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）



- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前			変更後		
	補助対象経費	補助金の額	完了期限	補助対象経費	補助金の額	完了期限
次世代農業促進 生産基盤整備特 別対策事業	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日

- 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第15号様式（第8の5（2）関係）

（記号）第 号指令

市町村

年 月 日申請に係る次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業の中止（廃止）を、承認します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）



（ 部 課 係）

注 中止又は廃止を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由により承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を具体的に記載すること。

別記第16号様式（第8の8（2）関係）

（記号） 第 号  
年 月 日

市町村長 様

北海道 総合振興局長（振興局長）



補助金の概算払について（通知）

年 月 日申請に基づき、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので、通知します。

記

- |   |          |   |    |
|---|----------|---|----|
| 1 | 概算払をする時期 |   | 月頃 |
| 2 | 概算払をする額  | 金 | 円  |

（ 部 課 係）

注 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあつては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

別記第17号様式（第8の9関係）

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業遂行状況報告書

（記号）第 年 月 日  
第 年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）様

市町村長

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業について、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領第8の9により、次のとおり補助事業の遂行状況を報告します。

記

計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
円	円	%	



別記第18号様式（第8の10（2）関係）

（記号） 第 号  
年 月 日

市町村長 様

北海道 総合振興局長（振興局長）



補助金の額の確定について（通知）

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

（ 部 課 係）

別記第19号様式（第8の10（3）関係）

（記号）第 号達

市町村

年 月 日付け（記号）第 号で通知した次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）



- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（ 部 課 係）

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第20号様式（第8の11（1）関係）

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金に係る補助対象経費変更報告書

（記号）第 号  
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

市町村長

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業について、次のとおり補助対象経費の変更があったので報告します。

記

- 1 実績報告時の補助対象経費 円
- 2 変更後の補助対象経費 円
- 3 変更の理由 道営農業農村整備事業の事業費の確定に伴う補助対象経費の変更

注 この様式には、別記第9号様式「地区別内訳書」を添付すること。

別記第21号様式（第8の11（2）関係）

（記号）第 号達

市町村

年 月 日付け（記号）第 号指令の次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業に係る補助金を次のとおり変更し、当該変更部分に関し既に交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長）

印

- 1 変更の内容 年 月 日提出の報告書のとおり
- 2 変更の理由 道営農業農村整備事業の事業費の確定に伴う補助金額の減額
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

注 この命令書と当該返還金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。